

※審議の参考としてご一読ください

2023年度PTA臨時総会 議案書のポイント

「上ノ原小学校PTA規約」改正のポイント①：会計監査の公募

これまで、会計監査は前年度会計が行うことになっていました。その結果、会計は実質的に2年間、PTA役員に関わることになっていました。同時に、会計の再任ができない、引継ぎ等がスムーズにいかないといった弊害が生じていました。今回、会計監査の選出は公募制とし、会計役員の負担を減らします。

こうした規約の改正と並行して、会計の業務実務の簡素化、プロセスの共有、紙文化の徹底的な廃止、ICT 役員の強力な支援を行い、会計改革を推し進めています。

「上ノ原小学校PTA規約」改正のポイント②：専門部の記載の廃止

これまでは広報部、校外活動部、役員選出部、ベルマーク部といった「専門部」が設置され、各部が活動を展開していました。現在、上小PTAでは、ボランティア主体による活動を行っており、あらかじめ指定された部の中から選ぶといった形をとっていません。結果として、同様の活動は行っているものの、規約内にあらかじめ専門部を指定する必要はないので、記載を廃止します。

「本部役員の選出に関する細則」改正：自発的な立候補による選出

上小PTAでは、PTA会員の自発的な立候補によって役員選出が行われることで、主体的かつ効率的な活動が行われることを目指しています。選出方法・役職定数等の硬直的なルールを改廃し、活動内容に応じた柔軟な組織作りができるよう細則を改正します。ポイントは以下の通りです。

- ・役職ごとの定数の廃止。定数未満でも活動ができるようにする。
- ・互選会の廃止（立候補者数が定数未満の場合には、互選会を行う記載が残っていました）
- ・役員の内他薦による選出の廃止。（他人からの推薦そのものを廃止します）

「弔事細則」の廃止

先生、保護者、児童の死亡・怪我・入院等の際に、少額の金額（数千円）が支払われる「弔事細則」があります。怪我等の実態の把握可否、金銭のやり取りの負担、そもそもPTAにおける弔慰金の意味などの観点から、弔事細則自体を廃止します。

以上